

サイチヨ PRESS

新潟市の資源とごみの情報紙

8 / 2 vol.1

【発行者】
新潟市環境部
廃棄物政策課

〒951-8550
新潟市中央区学校町通1-602-1
TEL 025-226-1391
新潟市ごみリサイクルホームページ
<http://www.city.niigata.jp/info/haiki/>

クリーンにいがた推進員をご存知ですか？

「新ごみ減量制度」の開始後、目標を上回るごみ減量効果をあげた背景には、「クリーンにいがた推進員」の方々の地道な活動がありました。今回は、ごみの減量化を進める地域のリーダーである推進員についてご紹介します。

クリーンにいがた推進員とは…

推進員は、自治会・町内会等からの推薦により選出され、任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間となっています。
(翌年の再任可。ただし自動更新ではありません。)

また、主な活動例は以下の通りです。

- ①地域住民に対するごみ出しマナーに関する指導・助言
- ②地域での一斉清掃の実施や環境問題についての研修会の開催
- ③市へのごみに関する地域の諸問題の伝達
- ④クリーンにいがた推進員研修会への参加や活動報告書の提出



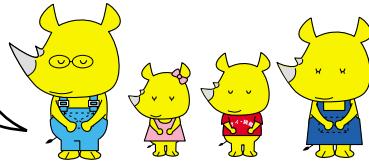
市民の皆さんへ

5月から6月にかけて、今年度クリーンにいがた推進員にご登録された方々を対象に研修会を行いました。そこで出されたお話をもとに、新潟市から市民の皆さんへ再度お願いします。

- 分別違反のごみは収集されずに、ステーションに残ってしまうため、分別ルールは守って出してください。
- 「プラスチック製容器包装」の日と、「枝葉・草」の日は、特に分別間違いが多く見られます。分別や出し方について再度ご確認をお願いします。
- 同日に2品目以上のごみの収集（「古紙類」と「ペットボトル」など）がある日は、回収漏れがないよう、品目ごとに、ステーション内で大まかに場所を分けて出してください。
- 市外から転入してきた方が、「燃やすごみ*」や「燃やさないごみ*」の日に以前住んでいた都市の指定袋を使うと、そのごみは違反ごみになってしまいます。「燃やすごみ*」や「燃やさないごみ*」は新潟市の指定袋を使って出してください。

*一部地域では「普通ごみ」

新潟市としても、ごみの出し方に関する説明会等を今後も行っていきます。
市民の皆さんには正しい分別にご協力くださいますよう改めてお願いします。



推進員の方々のお話

昨年度実際にクリーンにいがた推進員をされた地域の方々に、お話を聞いてみました。

北区 松浜新町自治会 今井 栄治さん

当自治会では昨年6月より8名の推進員で以下の活動を行いました。まず自治会として、市による新ごみ制度の説明会を2回開きました。次に住民の皆さんから新ごみ制度に早く慣れてもらう為には、どうしたらよいか会議を数回開きました。さらに、有料・無料全てのごみ袋には名字を書いて出してもらい、また当自治会独自の家庭ごみ収集カレンダーを作り全世帯に今年3月まで毎月配布致しました。推進員全員で昨年6月～10月まで毎朝違反ごみや分別間違いがないか町内指導にもあたりました。これらの活動の結果、収集所は現在も予想以上に良い状態になっております。

東区 物見山西丁目町内会 大越 秀悦さん

人間は知恵によってここまで繁栄し、知恵によって滅ぶだろうと危ぶまれています。人の営みの中で必ず発生する「ごみ」に今回は直接、関わることになりました。新制度の移行に伴い町内説明会の開催や、ステーションでの立会い指導、周辺の美化、ステーションの増設、等々により違反ごみは少なくなりましたが、未だ違反ごみに苦慮しているのも事実です。活動に取り組む中で人との交流が広まり、また、地域の高齢化が進み多様化していることも実感させられました。人は時として些細な事をごみの様な問題と比喩しますが、その実態は奥が深いようです。

中央区 水島町町内会 松鷹 彰雄さん

水島町では、独自のごみカレンダーを製作し、昨年の「ごみステーション指導強化月間」中は、毎日のごみ出しの状況を「町内会だより」で広報し、更に7月からは毎月各家庭に『水島町〇月のごみカレンダー』を印刷、配布して理解と協力をお願いしてきました。

この制度により、ごみを出しに来た人が「推進員」や近所の人と話し合っている姿が見られ、今までになかった新しいふれあいができたように思います。ごみ出しルールが定着しつつある一方で、通りがかりの人の投げ捨てるごみやルール違反のごみが出されるのは、残念なことです。



推進員さんは、この緑色のベストを着ているよ！

家電リサイクル法の対象品目が追加されました！

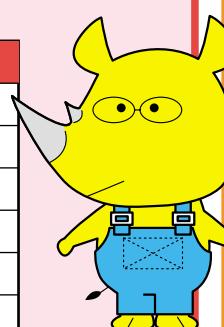
対象品目

テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)	
	追加
	追加
	追加

家電リサイクル法施行令改正により4月1日から、テレビ(液晶式・プラズマ式)、衣類乾燥機が、家電リサイクル法対象品目に追加されました。

これら家電製品のごみは市では収集しません。また、ごみ処理施設へ直接持ち込んでも処分できません。処分する際には販売店にリサイクル料金(下表参照)と運搬料金を支払って引き取ってもらうなど、手続きが必要となります。

リサイクル料金 ※主要メーカーの料金			
エアコン		2,625円	
テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)	画面サイズ	15型以下	1,785円
		16型以上	2,835円
冷蔵庫・冷凍庫	内容積	170リットル以下	3,780円
		171リットル以上	4,830円
洗濯機・衣類乾燥機			2,520円



粗大ごみ収集申込みに関して

粗大ごみを出す際には、粗大ごみ受付センターへの電話か、インターネットでの申込が必要です。

月曜日は申込みが集中するため、電話がつながりにくくなっています。(グラフ参照) 土曜日も受付を行っていますので、ご利用ください。

週の始めほど電話が混み合っています！



【粗大ごみ受付センター】
TEL:025-290-5353

受付時間／月曜日から土曜日 午前9時～午後5時(祝休日及び12/29～1/3除く)
新潟市ホームページからもお申込みできます。
<http://www.sodai.city.niigata.jp/>

！ 生ごみは水分をよく切って出して下さい ！

市が平成20年度に行った調査によると、「燃やすごみ」の約45% (重量比)が生ごみであり、最も高い割合を占めています。

生ごみには水分が多く含まれており、これが重くなる原因の1つと考えられるため、できるだけ水分を除くことがごみの減量化にもつながります。

生ごみの水を切る方法として一般的なのが、水きりネットを使うことです。三角コーナーに設置するタイプの水きりネットを使えば、捨てる際にネットごと絞るだけで簡単に水切りができます。

水切りネットの代わりに破れたストッキング等を再利用してもいいわね！

